

！ 本商品は一般ドアです。

仕様・性能をご確認の上、設置場所の防火基準をご確認ください。

防火地域 準防火地域 (※1)

の建物の場合 延焼の恐れがある窓・玄関ドアには「**防火設備**」の仕様が必要です。

(※1) 防火地域・準防火地域とは・・・

防火地域（ぼうかちいき）とは、都市計画法第9条20項において「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」とし、または、建築基準法および同法施行令において具体的な規制が定められた地域である。

住宅への設置に関して

① 防火設備の仕様が必要な条件

1 階の場合	隣地境界線または、道路中心線から 3m以下
2 階の場合	隣地境界線または、道路中心線から 5m以下

② 同一敷地内に 2 つ以上の建物がある場合の条件

1 階の場合	同一敷地内にある建築物の 相互の外壁間の中心線から 3m以下
2 階の場合	同一敷地内にある建築物の 相互の外壁間の中心線から 5m以下

※同一敷地内に 2 つ以上の建物がある場合で、建築物の延べ床面積の合計が 500m² を超えた場合のみ該当します。

下記は設置に関する条件の例です。設置に関する条件の確認は必ず専門家の方が行ってください。

